

要介護認定調査システム導入事業契約書

阿賀町（以下「発注者」という）と●●●●●●●●●●（以下「受注者」という）とは、第1条以下の各条項及び別紙により委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

（総則）

第1条 発注者は要介護認定調査システム導入事業（以下「本業務」という）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（本業務の仕様及び内容）

第2条 本業務の具体的な仕様及び内容（以下「本業務の仕様」という）は、別紙1「要介護認定調査システム導入事業仕様書」（以下「仕様書」という）に定めるとおりとする。
なお、本契約と仕様書に相違がある場合には、本契約が優先するものとする。

（業務の履行）

第3条 受注者は、仕様書に定める本業務を発注者に対して履行するものとする。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

2 受注者が、履行期間内に本業務を履行できないおそれがある場合、受注者は、遅滞なくその旨を発注者に通知し、履行期間の延長を求めることができる。この場合、発注者及び受注者は、別途協議のうえ、合理的な延長を定めるものとする。

（契約金額）

第5条 本業務にかかる費用（以下「委託料」という）は、以下のとおりとする。なお、消費税、地方消費税額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算出されたものであり、税率の改定その他の事由により算出方法に変更が生じた場合は、当該消費税、地方消費税額は変更されるものとする。

契約金額 金●●, ●●●, ●●●円

うち取引に係る消費税及び地方消費税 金●, ●●●, ●●●円

（取引に係る消費税及び地方消費税額は、契約金額に110分の10を乗じた金額である）

（支払い）

第6条 受注者は、第8条に基づき発注者から検収書を受領した後、発注者に対して請求書により請求するものとする。

2 発注者は、請求書に記載された金額を、その日から30日以内に支払うものとする。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額が支払われなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を

請求することができる。

- 4 発注者は、本契約に基づく委託料その他の支払いに当たり、消費税法及び地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等相当額をあわせて受注者に支払うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 発注者及び受注者は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(受入検査)

第8条 受注者は、本業務が完了した後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出するものとし、発注者の検査要員による検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に本業務の仕様の記載に適合しているか否かを検査し、本業務の仕様に適合すると認める場合は、検収書を作成し受注者へ提出しなければならない。
- 3 発注者は、検査の結果、本業務の仕様に適合しないと認められる箇所がある場合は、業務完了報告書を受理した日から10日以内に、受注者に対し、受注者との協議のうえ、期日を定めて補正その他必要な措置を指示することができる。この場合、導入業務の仕様に適合させるために要する費用は受注者の負担とする。
- 4 発注者は、前項の場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(本業務の変更)

第9条 本契約の各条項及び仕様書を含む別紙の内容に係る変更は、当該変更内容につき事前に発注者及び受注者の協議のうえ、別途、書面に基づく合意によってのみ行うことができるものとする。

(本業務の一時的な提供停止)

第10条 受注者は、本業務の仕様に定める内容にかかわらず、戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という）その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの提供が不能となったときには、本業務の提供の全部又は一部を停止することができるものとする。

- 2 前項の場合、受注者は、その事由の発生後直ちに本業務が停止される時期及びその期間を発注者に対して通知するものとする。
- 3 受注者は、発注者につき次の各号の事由が生じたときは、本業務を停止できるものとする。
 - (1) 発注者が委託料の支払いを遅滞したとき
 - (2) 発注者が本契約の各条項に違背したとき
 - (3) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき
 - (4) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者（受注者を除く）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき

(5) 前2号のほか、発注者の責に帰すべき事由により受注者の業務に著しい支障をきたし、又はそのおそれがあるとき

- 4 前項の場合、受注者は、発注者に対して、事前に本業務を停止する日、その期間及び停止する理由を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

(本業務用設備などの障害など)

第11条 受注者は、本業務用設備などに障害があることを知ったときは、発注者に対し、速やかにその旨を通知する。

- 2 受注者は、本業務用設備などに障害があることを知ったときは、遅滞なく本業務用設備を修理又は復旧する。
- 3 前各項のほか、本業務に不具合が発生したときは、発注者及び受注者はそれぞれ速やかに相手方に通知し、発注者及び受注者の協議のうえ、各自の行う対応措置を決定し、それを実施するものとする。

(所有者の表示)

第12条 受注者は、本業務用設備に受注者の所有物である旨の表示を付することができるものとする。

(情報セキュリティの遵守)

第13条 受注者は、本契約を履行するに当たり、意図しない操作、故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持ち出し・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難並びに規程外の端末接続によるデータ漏洩等が起こらぬよう、情報セキュリティを遵守するものとする。

(個人情報保護及び守秘義務)

第14条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、本業務に関わる個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。）を適正に取扱わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報又は資料については、これを秘密として取扱う必要はないものとする。
- (1) 一般に入手できるもの
 - (2) 受注者が既に保有しているもの
 - (3) 受注者が本契約外で独自に開発したもの
 - (4) 受注者が第三者から適法に入手したもの

(個人情報取扱特記事項)

第15条 受注者は、本契約を履行するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティの運用状況の検査及び報告)

第16条 受注者は、本契約を履行するに当たり、発注者による情報セキュリティの運用状況の検査が行われる場合、これに応じるものとする。

(個人情報保護義務・守秘義務違反の場合の措置)

第17条 受注者が本契約に違反して、本業務に関わる個人情報又は秘密情報を第三者に開示又は漏洩したときは、発注者は、本業務の改善計画策定を指示及び実行させることとする。また、受注者は、発注者に損害を与えた場合には、その損害を第23条により賠償しなければならない。

(契約終了時の措置)

第18条 発注者及び受注者は、本契約が終了する場合、本契約の費用内で次の各号に定める措置を速やかに講じるものとする。

- (1) 本業務の利用にあたって発注者から提供を受けた資料など（資料などの全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）のすべてを終了後速やかに発注者に返還し、本業務用設備に記録された資料などのすべてを、受注者の責任で完全に消去するものとする。
- (2) 本業務を経由し利用者から受信したデータの取扱いについては、発注者受注者間で別途協議のうえ決定するものとし、その後、受注者の責任で完全に消去するものとし、データ消去証明書を5日以内に発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、契約期間終了後、発注者の指示に従い、30日以内に本業務のために設置した機器を撤去しなければならない。

(受注者の帰責事由による契約の終了)

第19条 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、発注者は、受注者に対して通知したうえで、本契約を終了することができる。

- (1) 受注者が本業務の提供を放棄したとき。
 - (2) 受注者が正当な理由なく、本契約又は本業務の仕様に定める各業務に着手すべき期日を過ぎても着手せず、発注者が相当の期間を定めて催告しても合理的な説明がないとき。
 - (3) 受注者が破産、会社更生、民事再生、特別清算その他の倒産法制上の手続きについて、受注者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者によりその申立てがなされたとき。
 - (4) 本契約の締結に当たり、受注者に不正な行為があったとき。
 - (5) 本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと発注者が認めたとき。ただし、是正により回復可能な違反の場合には、発注者が相当の期間を定めて当該違反行為の是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に違反行為の是正がなされなかった場合に限る。
- 3 受注者は、前項において発注者の被った損害額及び発注者が本業務に関し他の事業者が提供するサービスに支障なく移行するために必要な費用全額（他の事業者によるシステ

ム導入のための初期費用等を含む。)を違約金として支払わなければならない、発注者はかかる損害額と発注者が支払うべき本業務委託料の対当額において相殺することができる。

(発注者の帰責事由による契約の終了)

第20条 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、受注者は、発注者に対して通知したうえで、本契約を終了させることができる。

- (1) 発注者が本契約に基づく受注者に対する支払いを、正当な理由なく支払期限を過ぎても行わないとき。
 - (2) 発注者が本契約に違反し、受注者が相当の期間を定めて当該違反行為の是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に違反行為の是正がなされず、受注者が本業務を実施することが不可能となったとき。
- 2 前項により契約が終了した場合、発注者は、本契約の履行済みの部分に相当する未払いの委託料相当額を、受注者の定める方法により支払うものとする。これに加えて、発注者は受注者の被った損害額を賠償しなければならない。

(受注者の帰責事由による契約の変更)

第21条 受注者が破産、会社更生、民事再生、特別清算その他の倒産法制上の手続きについて、受注者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者によりその申立てがなされた場合、受注者は、発注者に対して通知したうえで、本契約を変更する。

- 2 前項により本契約を変更する場合は、発注者及び受注者の協議の上、変更契約を締結するものとする。

(反社会的勢力との取引排除)

第22条 受注者は、この契約の契約日において、受注者（これらの役員及び従業員を含む。以下本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを誓約し、かつ反社会的勢力に属さないことを確約する。

- 2 受注者は発注者に対し、次の各号に該当する事項を行わないことを確約する。
- (1) 自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
 - (2) 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、発注者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、発注者の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること

(損害賠償)

第23条 発注者又は受注者が相手方に損害を与えた場合の損害賠償金額については、発注者及び受注者の協議のうえ、これを定めるものとする。

(準拠法)

第24条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

(準拠法令等)

第25条 本業務の実施に当たり、仕様書によるほか以下に記載する関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 阿賀町の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規定
- (2) 阿賀町情報セキュリティポリシー
- (3) 新潟県阿賀町財務規則（平成17年規則第42号）

(協議など)

第26条 発注者及び受注者は、本契約の各条項の解釈に疑義のある場合及び本契約に定めなき事項については、本契約が公共性の高いサービス提供を内容としている趣旨に則り互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

(合意管轄)

第27条 発注者と受注者の間で紛争が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を解決するものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年●月●日

発注者 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地
阿賀町
阿賀町長 神田 一秋

受注者 所在地
名称
代表者名

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の制限)

第 3 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、自ら個人情報の処理を行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(収集の制限)

第 4 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第 5 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の制限)

第 6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第 7 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還)

第 8 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指定したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第 9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 10 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除された場合においては、発注者の受けた損害を賠償しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第 11 受注者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者が

この契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第12 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事案が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(従業者の明確化)

第13 受注者は、この契約による事務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第14 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(報告義務)

第15 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

(実地検査)

第16 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲において、受注者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。